

長特研だより

第108号



発行 長崎県特別支援教育研究会
事務局 長崎県立川棚特別支援学校
編集局 長崎県立虹の原特別支援学校
発行日 平成30年2月14日

第51回 九州地区特別支援教育研究連盟研究大会「大分大会」が、ホルトホール大分をメイン会場に平成29年11月16日〔木〕～17日〔金〕にかけて開催されました。今回は、その一部を報告します。

【大会主題】「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
～新しい時代を生きる子どもの自立と社会参加をめざして～」

【大会趣旨】(抜粋)

平成28年4月1日には、障害者差別解消法が施行され、人格と個性を尊重し支え合い人々の多様な在り方を認め合う全員参加型の「共生社会」の実現に向けた新しい時代への一歩を出したところである。

また、平成24年、中央教育審議会から公表された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」では、「共生社会」の実現には自立と社会参加を見据えて、多様な学びの場や合理的配慮の提供の必要性が示されている。そこでは、障がいのある子どももいない子どもも、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、生きる力を身に付けることと、そのために障がい等の特性に応じたきめ細かな教育により、一人一人の能力を可能な限り伸ばすことが重要とされている。

このような中、九州各県の関係者が一堂に会し、新しい時代を生きる子どもたちの自立と社会参加をめざし、一人一人の教育的ニーズに応じたよりよい指導のあり方について協議を深めていきたいと考える。

本大会が、新しい時代を生きる子どもたち一人一人にとって夢を持ち主体的に地域とかかわり自分らしく社会に貢献し、豊かに生活できるための実践交流の場となることを願う。



<記念講演>

演 題
講 師

「新しい時代に向けた特別支援教育の推進」
大谷大学 教授 木松 憲幸 先生



【講義の概要】

I 特別支援教育の近年の動向

1 障害者の権利に関する条約の主なポイント

- (1) 障害を理由とするあらゆる**差別の禁止**(第5条)
- (2) **適切な立法・行政措置(差別となる既存の法律等の修正・廃止を含む)**(第4条)
- (3) **合理的配慮の提供義務**(第5条)
- (4) **あらゆる段階におけるインクルーシブ教育システム**及び**生涯学習**を確保(第24条)

2 改正された障害者基本法の主なポイント

- (1) 我が国が**共生社会**を目指すこと(第1条)
- (2) 障害を理由として**差別することの禁止**(第4条)
- (3) 社会的障壁の除去のために必要かつ**合理的な配慮**がされなければならないこと(第4条第2項)
- (4) **教育**(第16条)…**国及び地方公共団体**は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特

性を踏まえた**十分な教育が受けられるようにするため**、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と**共に教育を受けられるよう配慮しつつ**、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。(以下、略)

◎**十分な教育が受けられる**

◎**共に教育を受けられる**

- 3 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）
中央教育審議会初等中等教育分科会⇒**インクルーシブ教育システム構築のために特別支援教育を推進する**
- 4 障害者差別解消法の主要なポイント
 - (1) **行政機関等**（国公立学校）における障害を理由とする**差別の禁止**
 - (2) **行政機関等**における**合理的配慮の提供の義務**
 - (3) **事業者**（私立学校）における障害を理由とする**差別の禁止**
 - (4) **事業者**における**合理的配慮の提供の努力義務**
 - (5) **政府は**、障害を理由とする差別の解消の推進に関する**基本方針を作成**すること
 - (6) **行政機関等**における**対応要領の作成の義務**
 - (7) **事業者には**主務大臣から**対応指針**が示される
- 5 私立学校向けの対応指針を活用する
- 6 学校教育法施行令改正の主なポイント（省略）

II ここで言う「新しい時代」とは

- 1 **「新しい時代」とは**、特別支援教育に係る**関係法令の改正・施行後**
- 2 **「新しい時代」とは**、インクルーシブ教育システム構築のための**取組・事業が開始（H25）された後**

III インクルーシブ教育システム

- 1 インクルーシブ教育システムの三つのポイント
 - ① 障害のある子供が**十分な教育を受けられる**
 - ② 障害のある子供が障害のない子供と**共に学ぶ**
 - ③ 国などは十分な教育と共に学ぶために**必要な環境整備**などを促進
- 2 統合教育の破綻（ダンピング）から得られた教訓
 - (1) 障害のある子供が十分な教育を受けられることが大事
 - (2) その上で、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことが大事
 - (3) 「十分な教育が受けられる」そして「共に学ぶ」ための**環境整備（システムの構築）**が大事

IV 新しい時代の現状（その1）：学校の状況

- 1 国公立の全学校種合計では、校内委員会の設置、実態把握、コーディネーター、個別の指導計画の作成、個別の教育支援計画の作成は80%を超えており、着実に取組が進んでいる。

2 特別支援教育資料に基づく最近の推移

(1) 特別支援学校

- ① 在籍者数の増加、特に知的障害者数の増加
- ② 重複障害学級の在籍人数はやや増加、在籍率は漸減傾向

(2) 通常の学校

- ① 特別支援学級数と在籍者数の著しい増加
- ② 通級による指導対象者数の著しい増加
- ③ 22条の3該当者の一定数の在籍

V 新しい時代の現状（その2）：子供たちの多様な障害

1 障害者差別解消法の対象となる障害者の範囲

(大事なポイント)

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、(中略)心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。

したがって、**法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。**

- 2 精神障害などについて
- 3 性同一性障害について

VI 新しい時代の現状（その3）：最近（ここ5年）にいただいた質問や依頼（省略）

VII 新しい時代の現状のまとめと取組課題：総論

1 新しい時代の現状のまとめ

(1) 特別支援学校

- ① 在籍者数の増加、特に知的障害者数の増加
- ② 障害の多様化（精神障害など）

(2) 通常の学級

- ① 特別支援学級数と在籍者数の著しい増加
 - ② 通級による指導対象者数の著しい増加
 - ③ 22条の3該当者の一定数の在籍
- (3) **通常の学校の授業における特別支援教育の取組について**

2 インクルーシブ教育システムの充実のための今後の課題

○子供の指導・授業の実際には焦点が移ってきている

○通常の学校における子供の指導の質を高めるための**体制的支援**の実際

⇒課題：スクールクラスターの構築とセンター的機能の充実

⇒課題：通常の学校における「授業」の充実へ

VIII 新しい時代へ向けての取組課題（各論1）：スクールクラスター

1 スクールクラスターの現状

- (1) 文科省事業⇒対象の都道府県での成果が報告されているが、全国的な充実という点ではこれからと思われる。ただし、調査資料等は見当たらない。
- (2) 文科省事業対象の県内でも全県的な普及は、これからと思われる。

2 スクールクラスター構築のために

◎県教委による強力な取組が望まれる。

スクールクラスターは「システム」として機能することが大事

⇒**県全体のシステム**として

⇒**各市町村におけるシステム**として

○「インクルーシブ教育システム」の「システム」に留意

⇒個々の取組や個々人の取組がバラバラでは、効果的でない。

3 スクールクラスター構築のために参考となるこれまでの取組例

○A県教委の取組

(1) エリアサポート体制の構築

① 県内を複数の**エリア**に分割。

② センターの機能を有する特別支援学校、小・中学校を**エリア拠点校**に指定。

③ エリア拠点校には**エリアコーディネーターと呼ばれる専門性の高い教諭を県独自に配置**し、エリア内の園・学校等への支援を行う。

④ 先進的な取組を行う保育所、園・学校を**モデル園・推進校**に指定し、スクールクラスターで活用できる教育資源とした。

(2) エリア内の連携を推進するための各種協議会

(3) 特別支援教育推進の拠点となる園・学校等の指定及び機能の強化

⇒**県全体をシステムとして機能するように構築**

IX 新しい時代へ向けての取組課題（各論2）：センター的機能

1 特別支援学校のセンター的機能についての課題

(1) 特別支援学校間のネットワーク

⇒**複数の県を含む広い地区（例えば、近畿・中国・九州など）のネットワーク構築**

(2) 通常の学校とのネットワーク

⇒**通常の学校とのネットワークをどう構築するか**

⇒**特別支援学校の役割分担（機能別）**

X 新しい時代へ向けての取組課題（各論3）：通常の学級における授業実践

1 授業実践にどのように取り込んでいくか

【視点】**一人の合理的配慮を考えた後に、その合理的配慮を学級全体の中でどう実践していくかを考える。**

⇒合理的配慮と学級全体への支援の関係を**二つの方向**で考える。

XI 新しい時代における文部科学省の最近の取組

1 「特別支援教育の生涯学習化に向けて」

（平成29年4月7日、文部科学大臣メッセージ）

2 文部科学省と公益社団法人日本青年会議所（JC）による**障害者支援に関する「タイアップ宣言」**

（平成29年7月7日） 他

大会2日目は7分科会が行われました。そのうち、第1分科会「日常生活の指導」の内容を紹介します。

【第1分科会 日常生活の指導（生きる力を育む日常生活の指導）】

提案Ⅰ テーマ 協力しながら伸ばしていく生きる力

～日常生活の指導と生活単元学習の関連を通して～

学校名 宮崎県都城市立南小学校

発表者 教諭 板坂 尚登

【概要】

全校児童431名中15名の児童が自閉症・情緒障がい特別支援学級2クラスと知的障がい特別支援学級1クラスに分かれて学習活動を行っている。知的障がい特別支援学級では、それぞれ学年が違い、交流学級で学習する時間が違うため、毎日特定の時間を「日常生活の指導」に充てるのが難しい。また、作業能力の個人差からも一斉指導が難しい。一斉指導を成立させるためには、差のある個々のスキルに対応しつつ、活動につないでいく必要がある。

日常生活の指導内容を大きく分けると、登校や朝の支度といった、本人の力のみで成立しているものと、朝の会や掃除など、協力してできるものに分けられる。協力しながら活動ができることは、将来の就職にも大きく関わり、重要なスキルと言える。

本発表は、自分が持っているスキルを使って、協力しながら活動をする経験を重ねれば、日常生活の様々な内容に意欲的に取り組めるのではないかという仮説のもと、昨年度、知的障がい特別支援学級に在籍していた児童3名に実践した取組である。

日常生活の指導を効果的に行うために、生活単元学習の時間に、それぞれの児童の課題を活用しながら、全員で一つのものを作りあげる活動として「クリスマスのかざりを作ろう」を設定した。

【質疑応答】

Q：日常生活の指導の計画をどのように立てているのか？

A：子どもがやってみたいというつぶやきから、教師が子どもに身に付けてほしいことを考えて計画している。うまくコミュニケーションがとれない子どもは、教師主導で計画している。

Q：ローテーションを組んで3人に別々の活動を行うとき、三つの活動を同時に行う難しさや工夫した点は？

A：指導に当たるところを分けて計画した。計画を立てるところが一番難しい。一人に付くと他の子に付けないので、その子のできるスキルを選定し、できることを表にしてそれを基に組み合わせを考えて計画を立てた。

Q：着替えや食事などの場面で、スキルアップしたことを実感する場面があったか？

A：雑巾絞りできつく絞れるようになった。箸箱を袋に入れるのが一人でスムーズにできるようになった。

Q：①学級の日課表の中でどの位の時間設定でどのくらいの期間取り組んだのか？

②参考にしたものがあったのか、独自に考えたものなのか？

A：①10月～11月中旬くらいの期間で生単で取り組んだ。他の期間には、キーホルダー作りや調理「団子作り」なども同じ形で行った。

②クリスマス飾りをネットで調べ、100円ショップで材料を集めた。分担してできると思うものを選んで考えた。おもちゃ作りは、「おもちゃ作りの本」を参考にアレンジした。

提案Ⅱ テーマ 将来の自立と社会参加を目指した日常生活の指導

～朝の係活動や着替えでの取組を通して～（小・中学部）

～ホームルームにおける一日の振り返りを通して～（高等部）

学校名 長崎県立佐世保特別支援学校

発表者 教諭 藤村 美里

教諭 古藤 真之祐

【概要】

本校の知的障害教育部門における日常生活の指導は、それぞれの学部の教育課程に基づき、児童生徒の課題に応じて年間を通して指導を行っている。

本発表の対象生徒は、中学部1年女子Aさんと、高等部男子3年Bさんで、昨年度取り組んだ指導内容も含めての発表である。

常に教師との関わりを持ちたがるAさんは、全て教師に確認してから活動するために、受け身になりがちであった。そこで、主体的に朝の活動に取り組めるようにするために、「健康カード」や「机拭き」といった係活動を設定した。また、安定した気持ちで活動できるように、並行して休み時間にAさんの好きな音の鳴る絵本や三輪車の絵カードを使って教師に伝えることを加えた。次年度には、朝の活動（着替え等）が主体的に行えるようにするために、手指機能に関する学習を取り入れた。

Bさんは、社交的で明るい性格であるが、衝動的で望ましくない言動があるため、視覚的な支援を工夫して指導を行っている。校内では、チェックシートを使った整理整頓の指導に成果が見られたため、学校外での言葉遣いなどの問題行動改善を狙い、現場実習で同じようなチェックシートを使って一日を振り返ることで、セルフマネジメントスキルが向上し、落ち着いて活動できるのではないかと考えて取り組んだ。

【質疑応答】

Q：小中高の連携の取り方、引き継ぎの仕方や時期は？

A：小学部から中学部…教科の指導はチェックリストを付けて引き継いでいる。日常生活の指導に関しては、卒業前に中学部教員に見てもらう機会や中学部入学後に小学部の教員に見に来てもらう機会を設けている。時期は、卒業してから入学する前までに共通理解の場を設けて引き継ぎをしている。

中学部から高等部…教員が中学部と高等部の授業を互いに見合う機会を設けている。高等部のキャリア検定（掃除）を受けた生徒が、作業学習の際に中学部生徒に掃除の内容を指導している。

Q：現場実習用のチェックリストを作るに当たって配慮した点は？

A：仕事面の内容を取り入れるように配慮した（細かい所までできたか、任された仕事を最後までできたかなど）。

Q：Aさんの係設定の理由は？

A：Aさんの希望と達成できそうなことから健康観察係を任せた。立ったまま取り組むことが可能で教師と向き合っ落ち着いてできる内容から机拭きにした。

提案Ⅲ テーマ 将来の夢に向かい、自立をめざした日常生活の指導

～支援者ミーティングの取組と関連づけて～

学校名 大分県立日田支援学校

発表者 教諭 山口 庸介

【概要】

本校は、全校児童生徒数69名のうち、高等部は、職業生活科（単一障がい）と生活教養科（重複障がい）合わせて37名で、半数以上が公立中学校からの進学者である。

本校では、学校重点目標の「キャリア発達を踏まえ、卒業後を見据えた『自分らしく生き抜く力』の教育」における取組の一つとして、支援者ミーティング（PATHの技法を用いた懇談会）を実施している。これは、保護者や放課後デイサービス、療育施設、相談支援事業所の方など、児童生徒に関わる人々が一堂に会して、児童生徒の明るい将来像から長期・中期の目標設定や必要な支援、協力者について、それぞれの立場で具体的に協議する場として実施している。ここで設定された今取り組むべき課題（重点項目）から、学校で取り組むべきことは個別の指導計画へ反映させる。

本校が学校全体で取り組んでいる支援者ミーティングを活用し、将来の夢と現在の課題を関連させながら自ら課題を解決していく日常生活の指導についての実践報告である。

実践1は高等部職業科2年Sさんの取組である。明るく穏やかで、周りの人に優しいSさんの一番の課題は、汗の処理や着替え、入浴時の頭や体の洗い方などの清潔面であった。HRA（homeroom activity）で実施している『心と体の成長学習』や家庭科、校外学習、現場実習など、いろいろな授業活動と日常生活の活動をつなげて指導した。

実践2は高等部職業科Eさんの取組である。基本的な身辺自立はできているが、忘れ物が多く、ロッカーの整理整頓が苦手である。また、複数の指示を同時に理解することが難しいため、「整理整頓チェックリスト」を使って、朝・帰りの時間や休み時間を中心に、学校生活全体を通して指導した。

【質疑応答】

Q：支援者ミーティングは高等部のみの取組か。全ての学年で取り組んでいるのか？

A：小学部4年、中学部1年、高等部1年を対象に、夏休みに行っている。

Q：支援者ミーティングについて、子どもが振り返って評価をする場面はあるのか？

A：高等部1年で目当てを設定し、高等部2年などの面談時に話すことはあるが、子ども自身が評価をすることはしない。

Q：個別の教育支援計画や個別の指導計画への反映はいつ頃行っているのか？

A：順次ミーティングの内容を盛り込みながら、作成している。

Q：支援者ミーティングについての保護者の感想や校内の先生の声は？

A：小、中学部なら将来の夢の話はあってもよいが、進路決定が迫っている高等部では現実的な話をした方がよいという意見があった。しかし、話し合いが進めば、現実的な話になり、よい話が多かったという声が多かった。

【お知らせ】

来年度の第52回九州地区特別支援教育研究連盟研究大会「宮崎大会」については、平成30年11月15日（木）、16日（金）に実施予定です。